

自転車用ヘルメットの購入費を

最大 3,000円

補助
します!

申請期間 **令和6年5月15日(水)～11月30日(土)**

※ただし、予算額(10,000個分)に達した場合は、予定より早く終了する場合があります。



補助対象者

- ・(購入時・申請時)相模原市に住民登録のある方
- ・自転車利用ハンドブックで学んでいただける方
- ・購入したヘルメットをご自身で着用していただける方

補助額

上限3,000円

(購入金額が3,000円未満の場合は、購入金額となります。)※1人1個まで



市ホームページ

対象となるヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した新品の自転車用ヘルメット

※SGマーク、JCFマーク(公認、推奨)、CEマーク(EN1078, 1080)、GSマーク、CPSCマーク(1203)等の認証を受けているもの



SGマーク



JCFマーク



CEマーク



GSマーク



CPSCマーク

申請の流れ

対象となるヘルメットを購入し、領収書等を受領

購入先の指定は行いません。インターネットでの購入も対象としますが、領収書を発行できる購入先にて購入してください。

「自転車利用ハンドブック」で自転車のルールやマナーの学習

- ※自転車利用ハンドブックは市ホームページに掲載しています。冊子が必要な方は、申請書を配架している窓口にて受け取っていただくか、交通・地域安全課にご連絡ください。
- ※一人で学習が難しい小さなお子様は、保護者の方と一緒に学習してください。



自転車利用ハンドブック

推奨

申請フォームによる申請

右の二次元コードにより申請フォームにアクセスし、必要事項を入力し、申請を行ってください。



申請フォーム



申請書(紙)による申請

申請書(紙)を受領し、必要事項を記入し、添付書類とともに交通・地域安全課へ提出してください。

※申請書は、交通・地域安全課、各区役所地域振興課、まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南を除く)、出張所、公民館(沢井を除く)に配架しています。また、市ホームページ(ページ番号1030242)からもダウンロードすることができます。

交付決定通知書を郵送(市から申請者へ)

指定された口座へ補助金の振込み(申請状況により数カ月かかります。)

その他の注意事項

- 申請の際に領収書又はレシートの写しが必要となります。領収日及び購入した店舗名、購入者名が記載され、ヘルメットを購入したことが分かるものに限ります。
- 購入先の指定は行いません。インターネットでの購入も対象としますが、領収書が発行できる購入先にて購入してください。支払明細書や納品書では、要件を満たさないことがありますので、ご注意ください。
- 個人間売買やフリーマーケットサイト等での購入分は対象外となります。
- 各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券などでの購入分は、補助の対象外となります。
- 申請書類提出後の手続きの進捗状況の問合せ（支払日はいつになるか）等については、お受けできませんのでご了承ください。

街の中ではこんな光景を良く見かけます・・・



①お子さんはヘルメットをかぶっているが、保護者の方はヘルメットをかぶっていない

この状態で事故に遭ってしまった場合、最悪の事態を招くことも考えられます。大切なお子さんのためにも、保護者の方も必ずヘルメットをかぶるようにしてください。



②通学の際、ヘルメットをかぶっていない学生さん

「格好が悪い」、「髪型が崩れる」、「自分は事故に遭わないから」という理由でヘルメットをかぶっていない学生さん。事故に遭わない保証はないですよ。髪型より命を守るためにヘルメットをかぶりましょう！

上記以外でも、街の中ではまだまだヘルメットを着用していないケースが多く見られます。また、みなさんも自転車に乗っていてヒヤリとしたことはありませんか。もしもに備え、ご自身の“いのち”を守るために自転車に乗る際には、年齢に関係なく自転車ヘルメットを着用しましょう！



また、万が一に備えて自転車損害賠償責任保険に加入しましょう！

自転車事故でも高額な損害賠償を求められる事例が発生していますので、万が一に備えて保険に加入をしましょう。自転車向け保険以外にも次のような保険があります。

- ▶自動車保険の特約
- ▶火災保険の特約
- ▶傷害保険の特約
- ▶共済
- ▶TSマーク付帯保険

交通・地域安全課Xはこちら

